

## 申第27号に対する窓口回答 会社はまたまた違法行為をした！ 高等裁判所の判決に従え！

会社は3月31日、申第27号「東京高等裁判所の判決に基づく申し入れ」に対して窓口回答を行いました。

東京高等裁判所が3月9日、「会社による組合掲示物の撤去は不当労働行為である」と会社の違法行為を認める判決を下しました。しかし会社は高等裁判所の命令に従うことなく、「これまで同様、今後も不当労働行為をはじめとした違法行為は行わない」などと、高等裁判所の判決を全く無視した回答をしました。この間幾度となく最高裁によって会社の行為は違法であるとされ、そして今回も会社の行為は違法であると判決が出ているにもかかわらず、よくそのようなことが言えるものです。組合はこのような会社の傲慢な姿勢を許すことなく今後も職場から組合活動に邁進します。

### 申第27号(3月10日申し入れ)

#### 東京高等裁判所の判決に基づく申し入れ

東京高等裁判所は3月9日、静岡県労働委員会が平成26年9月9日、J R 東海労本部、静岡地本が不当労働行為救済を求めて申し立てた「平成25年(不)第1号事件」について、静岡支社管内の沼津、富士、静岡及び浜松の各運輸区に設置されているJ R 東海労静岡地本の掲示板に掲出された掲示物を撤去したことは不当労働行為であると判断し、会社に対してJ R 東海労及び静岡地本に謝罪文の手交の命令を取り消した静岡地方裁判所の判決を覆し、静岡県労働委員会の判断が正当である判決を下した。

この判決に関して、下記の通り申し入れるので誠意を持って対応すること。

#### 記

1. 東京高等裁判所の判決に従い、早急に謝罪文を手交すること。

2. 手交に当たっては、事前に組合側幹事と協議し、日時、場所等を決定すること。
3. 謝罪文は会社の責任者である社長が手交すること。
4. 東京高等裁判所の判決を真摯に受け止め、上告等、法的措置を行わな

### 【会社回答】

会社として適切に対応する。これまで同様、今後も不当労働行為をはじめとした違法行為は行わない。

組合：会社はこれまで幾度も違法行為をしている。今回も高等裁判所が違法行為であると判決を下した。素直に認める気はないのか。

会社：今回は高等裁判所の判断であり、それだけではない。会社は適切に対応する。

以 上